

令和 2 年 第 2 回
さくら市議会定例会議案書

付 議 事 件

第 2 回定例会

番号	事 件 名	提案者	ページ
1	さくら市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について	市 長	P 5
2	さくら市税条例の一部改正について	”	P 6
3	さくら市都市計画税条例の一部改正について	”	P 14
4	さくら市国民健康保険税条例の一部改正について	”	P 16
5	さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例の一部改正について	”	P 17
6	さくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例の一部改正について	”	P 19
7	さくら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例の一部改正について	”	P 21
8	さくら市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について	”	P 22
9	さくら市国民健康保険条例の一部改正について	”	P 23
10	さくら市介護保険条例の一部改正について	”	P 25
11	令和 2 年度さくら市一般会計補正予算（第 3 号）	”	P 27
12	令和 2 年度さくら市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）	”	P 43
13	さくら市教育委員会教育長の任命同意について	”	P 58
14	さくら市農業委員会委員の任命同意について	”	P 59
15	さくら市農業委員会委員の任命同意について	”	P 60
16	さくら市農業委員会委員の任命同意について	”	P 61

番号	事 件 名	提案者	ページ
17	さくら市農業委員会委員の任命同意について	市 長	P 62
18	さくら市農業委員会委員の任命同意について	”	P 63
19	さくら市農業委員会委員の任命同意について	”	P 64
20	さくら市農業委員会委員の任命同意について	”	P 65
21	さくら市農業委員会委員の任命同意について	”	P 66
22	さくら市農業委員会委員の任命同意について	”	P 67
23	さくら市農業委員会委員の任命同意について	”	P 68
24	さくら市農業委員会委員の任命同意について	”	P 69
25	さくら市農業委員会委員の任命同意について	”	P 70
26	さくら市農業委員会委員の任命同意について	”	P 71
27	さくら市農業委員会委員の任命同意について	”	P 72
28	さくら市農業委員会委員の任命同意について	”	P 73
29	さくら市農業委員会委員の任命同意について	”	P 74
30	さくら市農業委員会委員の任命同意について	”	P 75
31	さくら市農業委員会委員の任命同意について	”	P 76
32	さくら市農業委員会委員の任命同意について	”	P 77
報告 1	令和元年度さくら市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	”	P 78
報告 2	令和元年度さくら市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について	”	P 81

番号	事 件 名	提案者	ページ
報告 3	令和元年度さくら市水道事業会計予算繰越計算書の報告について	市長	P 83
報告 4	令和元年度さくら市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について	”	P 85
諮問 1	人権擁護委員候補者の推薦について	”	P 88

議案第 21 号

さくら市農業委員会委員の任命同意について

下記の者をさくら市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所



氏 名

小 池 利 一

生年月日



令和 2 年 5 月 29 日提出

さくら市長 花 塚 隆 志

議案第2号

さくら市税条例の一部改正について

さくら市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年5月29日提出

さくら市長 花塚隆志

さくら市条例第 号

さくら市税条例の一部を改正する条例

(さくら市税条例の一部改正)

第1条 さくら市税条例(平成17年さくら市条例第62号)の一部を次のように改正する。

第24条第1項第2号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第34条の2中「第12項」を「第11項」に、「寡婦(寡夫)控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に、「第7項」を「第6項」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「第314条の2第5項」を「第314条の2第4項」に改める。

第74条の2の次に次の1条を加える。

(現所有者の申告)

第74条の3 現所有者(法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。)は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定す

る個人との関係及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係）

(2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名

(3) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項
第75条第1項中「又は」を「若しくは」に、「によって」を「により、又は現所有者が前条の規定により」に、「においては」を「には」に改める。

第94条第2項に次のただし書を加える。

ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

第94条第4項中「左欄に掲げる製造たばこ」の次に「（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）」を加える。

附則第3条の2第1項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。））」に、「この条において同じ」を「この項において同じ」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同条第2項中「特例基準割合適用年中」を「各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中」に、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合と」を「当該加算した割合と」に改める。

附則第4条第1項中「特例基準割合」を「加算した割合」に改める。

附則第10条中「法附則第15条から第15条の3の2まで」の次に「、第61条又は第62条」を、「又は附則第15条から第15条の3の2まで」の次に「、第61条若しくは第62条」を加える。

附則第10条の2中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項から第13項までを1項ずつ繰り上げ、同条中第14項を削り、第15項を第13項とし、第16項から第18項までを2項ずつ繰り上げ、第16項の次に次の1項を加

える。

17 法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

附則第10条の2中第19項を第18項とし、第20項から第22項までを1項ずつ繰り上げ、同条中第23項を削り、第24項を第22項とし、第25項を第23項とし、第26項中「をいう」の次に「。第27項において同じ」を加え、同項を第24項とし、同項の次に次の1項を加える。

25 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

附則第10条の2中第27項を第26項とし、同条に次の1項を加える。

27 法附則第62条に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1（生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画に定める業種に属する事業の用に供する同条に規定する家屋及び構築物にあつては、零）とする。

附則第15条の2中「令和2年9月30日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第17条第1項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

附則第17条の2第3項中「第35条の2」を「第35条の3」に改める。

附則に次の1条を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等）

第24条 第9条第7項の規定は、法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について準用する。

第2条 さくら市税条例の一部を次のように改正する。

附則第10条中「第61条又は第62条」を「第63条又は第64条」に、「第61条若しくは第62条」を「第63条若しくは第64条」に改める。

附則第10条の2第27項中「附則第62条」を「附則第64条」に改める。

附則に次の2条を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例）

第25条 所得割の納税義務者が、前年中に新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定

するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第26条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

第3条 さくら市税条例の一部を次のように改正する。

第19条中「第321条の8第22項及び第23項の申告書に」を「第321条の8第34項及び第35項の申告書に」に、「においては」を「には」に改め、同条第4号中「によって」を「により」に改め、同条第5号中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同条第6号中「第321条の8第22項及び第23項」を「第321条の8第34項及び第35項」に改める。

第20条中「及び第4項」を削る。

第23条第3項中「規定する収益事業」の次に「(以下この項及び第31条第2項の表第1号において「収益事業」という。)」を加え、「第31条第2項の表の第1号」を「同号」に、「第48条第10項から第12項まで」を「第48条第9項から第16項まで」に改める。

第31条第2項の表第1号オ中「第292条第1項第4号の5」を「第292条第1項第4号の2」に、「市町村」を「市」に改め、同条第3項中「、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号」を「若しくは同項第2号の期間又は同項第3号」に改める。

第48条第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第10項、第11項及び第13項」を「第9項、第10項及び第12項」に、「第4項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「第66条の7第5項及び第11項又は第68条の

91第4項及び第10項」を「第66条の7第4項及び第10項」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第36項」に改め、同条第3項中「第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項」を「第66条の9の3第3項及び第9項」に、「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」に改め、同条第4項中「第321条の8第26項」を「第321条の8第38項」に改め、同条第5項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「同条第21項」を「同条第33項」に、「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に改め、同条第6項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第7項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同項第2号中「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第9項を削り、同条第10項中「第321条の8第42項」を「第321条の8第52項」に、「同条第42項」を「同条第52項」に、「第12項」を「第11項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項を同条第10項とし、同条第12項中「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「第10項」を「第9項」に、「第75条の4第2項」を「第75条の5第2項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を同条第13項とし、同条第15項中「第13項」を「第12項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「第13項前段」を「第12項前段」に、「第321条の8第51項」を「第321条の8第61項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「第13項後段」を「第12項後段」に、「第15項」を「第14項」に、「第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）」を「第75条の5第3項若しくは第6項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第16項とする。

第50条第2項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に、「、第2項又は第4項」を「又は第2項」に改め、同条第3項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、「（同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があった連結

親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。）」を削り、同条第4項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改める。

第52条第4項から第6項までを削る。

第94条第2項ただし書中「0.7グラム」を「1グラム」に、「0.7本」を「1本」に改める。

附則第3条の2第2項中「及び第4項」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中さくら市税条例第94条第2項にただし書を加える改正規定及び同条第4項の改正規定並びに附則第6条の規定 令和2年10月1日

(2) 第1条中さくら市税条例第24条第1項第2号、第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の改正規定並びに同条例附則第3条の2及び第4条第1項の改正規定並びに第2条、次条並びに附則第3条の規定 令和3年1月1日

(3) 第3条中さくら市税条例第94条第2項ただし書の改正規定及び附則第7条の規定 令和3年10月1日

(4) 第3条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第4条の規定 令和4年4月1日

(5) 第1条中さくら市税条例附則第17条第1項及び第17条の2第3項の改正規定 土地基本法等の一部を改正する法律（令和2年法律第12号）附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日（令和2年3月31日）の属する年の翌年の1月1日

(延滞金に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後のさくら市税条例（以下「新条例」という。）附則第3条の2の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

第3条 新条例第24条第1項（第2号に係る部分に限る。）、第34条の2及び第36条の2第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前

の例による。

- 2 令和3年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは、「地震保険料控除額、ひとり親控除額（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第292条第1項第11号に規定する寡婦（旧法第314条の2第3項の規定に該当するものに限る。）又は旧法第292条第1項第12号に規定する寡夫である第23条第1項第1号に掲げる者に係るものを除く。））」とする。

第4条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後のさくら市税条例の規定中法人の市民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「4号施行日」という。）以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（昭和40年法律第34号。以下この条において「4年旧法人税法」という。）第2条第12号の7に規定する連結子法人（次項において「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。）が4号施行日前に開始した事業年度を除く。）分の法人の市民税について適用する。

- 2 4号施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の市民税及び4号施行日前に開始した連結事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）（連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第5条 新条例第74条の3の規定は、この条例の施行の日以後に、同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。

- 2 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項及び第5項において「旧法」という。）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 3 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第33項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 4 平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された旧法附則第15条第40項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第6条 附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

第7条 附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

議案第3号

さくら市都市計画税条例の一部改正について

さくら市都市計画税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年5月29日提出

さくら市長 花塚隆志

さくら市条例第 号

さくら市都市計画税条例の一部を改正する条例

(さくら市都市計画税条例の一部改正)

第1条 さくら市都市計画税条例(平成17年さくら市条例第64号)の一部を次のように改正する。

附則中第6項を削り、第7項を第6項とし、第8項を第7項とし、同項の次に次の1項を加える。

(法附則第15条第47項の条例で定める割合)

8 法附則第15条第47条に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

附則第17項中「又は第15条の3」を「、第15条の3又は第61条」に改め、「第15条の3まで」の次に「若しくは第61条」を加える。

第2条 さくら市都市計画税条例の一部を次のように改正する。

附則第17項中「第61条」を「第63条」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和3年1

月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後のさくら市都市計画税条例(以下「新条例」という。)の規定は、令和 2 年度以降の年度分の都市計画税について適用し、令和元年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 平成 28 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和 2 年法律第 5 号)第 1 条の規定による改正前の地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)附則第 15 条第 40 項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

議案第4号

さくら市国民健康保険税条例の一部改正について

さくら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年5月29日提出

さくら市長 花塚隆志

さくら市条例第 号

さくら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

さくら市国民健康保険税条例（平成17年さくら市条例第65号）の一部を次のように改正する。

附則第13項及び第14項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

附 則

この条例は、土地基本法等の一部を改正する法律（令和2年法律第12号）附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日（令和2年3月31日）の属する年の翌年の1月1日から施行する。

議案第 5 号

さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例の
一部改正について

さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例の一部を改正
する条例を次のように定める。

令和 2 年 5 月 29 日提出

さくら市長 花塚 隆 志

さくら市条例第 号

さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例の
一部を改正する条例

さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例(平成 26 年さ
くら市条例第 22 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 項中「家庭的保育事業者等による第 1 項第 3 号に掲げる事
項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める」を「次の各号の
いずれかに該当する」に、「同号」を「第 1 項第 3 号」に改め、同項に次
の各号を加える。

- (1) 市長が、法第 24 条第 3 項の規定による調整を行うに当たって、
家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優
先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供
の終了に際して利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき引き続き必
要な教育又は保育が提供されるようにするために必要な措置を講じ
ているとき。

(2) 家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

第2条第5項中「前項」の次に「(同項第2号に係る部分に限る。)」を加える。

第33条第4号中「場合」の次に「又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 6 号

さくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例の一部改正について

さくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 5 月 29 日提出

さくら市長 花塚 隆 志

さくら市条例第 号

さくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例の一部を改正する条例

さくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例（平成 26 年さくら市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 41 条第 4 項中「特定地域型保育事業者による第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める」を「次の各号のいずれかに該当する」に、「同号」を「第 1 項第 3 号」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 市長が、児童福祉法第 24 条第 3 項の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受け

ていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき引き続き必要な教育・保育が提供されるようにするために必要な措置を講じているとき。

(2) 特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

第41条第5項中「前項」の次に「(同項第2号に係る部分に限る。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 7 号

さくら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する
条例の一部改正について

さくら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例の一部
を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 5 月 29 日提出

さくら市長 花塚 隆 志

さくら市条例第 号

さくら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する
条例の一部を改正する条例

さくら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例（平成
26 年さくら市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 3 項中「指定都市」の次に「若しくは同法第 252 条の 22 第 1
項の中核市」を加える。

附則第 2 項から第 4 項までの規定中「平成 32 年 3 月 31 日」を「令和
2 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 8 号

さくら市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

さくら市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 5 月 29 日提出

さくら市長 花塚 隆 志

さくら市条例第 号

さくら市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

さくら市後期高齢者医療に関する条例（平成 20 年さくら市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 8 号を第 9 号とし、第 7 号の次に次の 1 号を加える。

(8) 広域連合条例附則第 5 条第 1 項の規定による傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 9 号

さくら市国民健康保険条例の一部改正について

さくら市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 5 月 29 日提出

さくら市長 花塚隆志

さくら市条例第 号

さくら市国民健康保険条例の一部を改正する条例

さくら市国民健康保険条例（平成 17 年さくら市条例第 121 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 6 項を加える。

- （新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）
- 5 給与等（所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 28 条第 1 項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第 3 条第 6 項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）附則第 1 条の 2 第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）に感染したとき又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して 3 日を経過した日から、その労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

- 6 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を当該期間中に就労した日数で除した額（その額に5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げた額）の3分の2に相当する額（その額に50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げた額）とする。ただし、その額が健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する額の3分の2に相当する額を超えるときは、その標準報酬月額に基づき算定した額とする。
- 7 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。
（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整）
- 8 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合において、給与等の全部又は一部の支払を受けることができる者に対しては、当該支払を受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、当該支払を受けることができる給与等の額が附則第6項の規定により算定される傷病手当金の額より少ないときは、その差額を支給する。
- 9 前項に規定する場合において、前項に規定する者が、その支払を受けることができるはずであった給与等の全部の支払を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額を、その一部の支払を受けることができなかつた場合においてその支払を受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその支払を受けた額と傷病手当金の額との差額を支給する。この場合において、同項ただし書の規定により傷病手当金の支給を受けたときは、その額をこの項前段の規定により支給する額から控除する。
- 10 前項の規定により市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第5項から第10項までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用する。

議案第10号

さくら市介護保険条例の一部改正について

さくら市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年5月29日提出

さくら市長 花塚隆志

さくら市条例第 号

さくら市介護保険条例の一部を改正する条例

さくら市介護保険条例（平成17年さくら市条例第122号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「所得の少ない」を「前項第1号に掲げる」に改め、「前項第1号に該当する者の平成30年度における保険料率は同号の規定にかかわらず28,500円とし、令和元年度から」及び「までの各年度」を削り、「同号」を「、同号」に、「23,800円」を「、19,000円」に改め、同条第3項中「令和元年度から」及び「までの各年度」を削り、「23,800円」を「19,000円」に、「39,600円」を「31,700円」に改め、同条第4項中「令和元年度から」及び「までの各年度」を削り、「23,800円」を「19,000円」に、「45,900円」を「44,400円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第4条及び次項の規定は、令和2年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第 11 号

令和 2 年度さくら市一般会計補正予算（第 3 号）

令和 2 年度さくら市の一般会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 857 万 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 229 億 2,120 万 2 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 5 月 29 日提出

さくら市長 花塚隆志

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款		項	
19 繰	入	金	
			2 基 金 繰 入 金
21 諸	収	入	
			4 雑 入
歳 入		合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
1,274,133	6,075	1,280,208
1,274,131	6,075	1,280,206
735,284	2,500	737,784
120,606	2,500	123,106
22,912,627	8,575	22,921,202

歳 出

款		項	
1 議 会 費		1 議 会 費	
2 総 務 費		1 総 務 管 理 費	
10 教 育 費		1 教 育 総 務 費	
		5 社 会 教 育 費	
歳 出		合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
173,959	△1,852	172,107
173,959	△1,852	172,107
6,475,705	8,219	6,483,924
6,041,928	8,219	6,050,147
2,663,005	2,208	2,665,213
648,615	△292	648,323
594,015	2,500	596,515
22,912,627	8,575	22,921,202

令和2年度さくら市一般会計補正予算
(第3号) に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

款		補正前の額
19 繰	入金	1,274,133
21 諸	収入	735,284
歳入合計		22,912,627

(単位：千円)

補 正 額	計	備 考
6,075	1,280,208	
2,500	737,784	
8,575	22,921,202	

歳出

款			補正前の額	補正額
1	議	会費	173,959	△1,852
2	総	務費	6,475,705	8,219
10	教	育費	2,663,005	2,208
歳出合計			22,912,627	8,575

(単位：千円)

計	補正額の財源内訳				備考
	特定財源			一般財源	
	国県支出金	地方債	その他		
172,107				△1,852	
6,483,924				8,219	
2,665,213			2,500	△292	
22,921,202			2,500	6,075	

2 歳 入

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	
19		繰入金	1,274,133	6,075	1,280,208
	2	基金繰入金	1,274,131	6,075	1,280,206
		1 財政調整基金繰入金	757,234	6,075	763,309

21		諸収入	735,284	2,500	737,784
	4	雑入	120,606	2,500	123,106
		2 雑入	120,601	2,500	123,101

19 繰入金
(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 財政調整基金繰入金	6,075	財政調整基金繰入金	6,075

8 教育費雑入	2,500	コミュニティ助成金	2,500

3 歳 出

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1	議会費	173,959	△1,852	172,107				△1,852
	1 議会費	173,959	△1,852	172,107				△1,852
	1 議会費	173,959	△1,852	172,107				△1,852

2	総務費	6,475,705	8,219	6,483,924				8,219
	1 総務管理費	6,041,928	8,219	6,050,147				8,219
	1 一般管理費	619,033	△2,399	616,634				△2,399
	7 企画費	210,231	10,618	220,849				10,618

10	教育費	2,663,005	2,208	2,665,213			2,500	△292
	1 教育総務費	648,615	△292	648,323				△292
	2 事務局費	450,230	△292	449,938				△292
	5 社会教育費	594,015	2,500	596,515			2,500	
	6 公民館費	217,173	2,500	219,673			2,500	

1 議会費
(単位：千円)

節		金額	説明	
区分				
1 報酬		△1,852	○議員人件費 議員報酬	△1,852 △1,852

2 給料		△2,399	○特別職人件費 特別職給	△2,399 △2,399
22 償還金、利子 及び割引料		6,075	○総合政策課庶務事務 基金積立金	4,543 4,543
24 積立金		4,543	○プレミアム付商品券事業 償還金	6,075 6,075

2 給料		△292	○特別職人件費 教育長給	△292 △292
18 負担金、補助 及び交付金		2,500	○コミュニティ助成事業 交付金	2,500 2,500

給 与 費 明 細 書

1 特別職

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費					共済費	合 計	
		報 酬	給 料	期末手当 <small>年間支給率(月分)</small>	その他 の手当	計			
補正後	長 等	3		24,489	11,003 (3.35)	137	35,629	6,990	42,619
	議 員	18	72,248		23,790 (3.35)		96,038	25,998	122,036
	その他の 特別職	1,311	85,616				85,616		85,616
	計	1,332	157,864	24,489	34,793	137	217,283	32,988	250,271
補正前	長 等	3		27,180	11,003 (3.35)	137	38,320	6,990	45,310
	議 員	18	74,100		23,790 (3.35)		97,890	25,998	123,888
	その他の 特別職	1,311	85,616				85,616		85,616
	計	1,332	159,716	27,180	34,793	137	221,826	32,988	254,814
比 較	長 等	0		△ 2,691	0	0	△ 2,691	0	△ 2,691
	議 員	0	△ 1,852		0		△ 1,852	0	△ 1,852
	その他の 特別職	0	0				0		0
	計	0	△ 1,852	△ 2,691	0	0	△ 4,543	0	△ 4,543

議案第 12 号

令和 2 年度さくら市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 2 年度さくら市国民健康保険特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 250 万 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 41 億 1,828 万 9 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 5 月 29 日提出

さくら市長 花塚 隆 志

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款		項	
5 県	支 出 金		
		1 県	補 助 金
歳 入		合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
2,951,052	2,501	2,953,553
2,951,052	2,501	2,953,553
4,115,788	2,501	4,118,289

歳 出

款	項
2 保 險 給 付 費	6 傷 病 手 当 費
歳 出	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
2,845,574	2,501	2,848,075
0	2,501	2,501
4,115,788	2,501	4,118,289

令和2年度さくら市国民健康保険特別会計補正予算
(第1号) に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

款		補正前の額
5 県	支出金	2,951,052
	歳入合計	4,115,788

(単位：千円)

補 正 額	計	備 考
2,501	2,953,553	
2,501	4,118,289	

歳出

款	補正前の額	補正額
2 保 險 給 付 費	2,845,574	2,501
歳 出 合 計	4,115,788	2,501

(単位：千円)

計	補正額の財源内訳				備考
	特定財源			一般財源	
	国県支出金	地方債	その他		
2,848,075				2,501	
4,118,289				2,501	

2 歳 入

款		項	目	補正前の額	補 正 額	計
5		県支出金		2,951,052	2,501	2,953,553
	1	県補助金		2,951,052	2,501	2,953,553
		1 栃木県保険給付費等交付金		2,951,052	2,501	2,953,553

5 県支出金
(単位：千円)

節		説明
区 分	金 額	
2 保険給付費等交付金（特別交付金）	2,501	保険給付費等交付金（特別交付金） 2,501

3 歳 出

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2		保険給付費	2,845,574	2,501	2,848,075				2,501
	6	傷病手当費	0	2,501	2,501				2,501
		1 傷病手当金	0	2,501	2,501				2,501

2 保険給付費
(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
18 負担金、補助 及び交付金	2,501	○傷病手当金 負担金
		2,501 2,501

議案第 13 号

さくら市教育委員会教育長の任命同意について

下記の者をさくら市教育委員会の教育長に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所



氏 名

橋 本 啓 二

生年月日



令和 2 年 5 月 29 日提出

さくら市長 花塚 隆志

議案第 14 号

さくら市農業委員会委員の任命同意について

下記の者をさくら市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所



氏 名

石 田 多 美 子

生年月日



令和 2 年 5 月 29 日提出

さくら市長 花 塚 隆 志

議案第 15 号

さくら市農業委員会委員の任命同意について

下記の者をさくら市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所



氏 名

石 塚 良 男

生年月日



令和 2 年 5 月 29 日提出

さくら市長 花 塚 隆 志

議案第 16 号

さくら市農業委員会委員の任命同意について

下記の者をさくら市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所



氏 名

石 原 功 江

生年月日



令和 2 年 5 月 29 日提出

さくら市長 花 塚 隆 志

議案第 17 号

さくら市農業委員会委員の任命同意について

下記の者をさくら市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所



氏 名

伊 藤 喜 章

生年月日



令和 2 年 5 月 29 日提出

さくら市長 花 塚 隆 志

議案第 18 号

さくら市農業委員会委員の任命同意について

下記の者をさくら市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所



氏 名

大 谷 伸 二

生年月日



令和 2 年 5 月 29 日提出

さくら市長 花 塚 隆 志

議案第 19 号

さくら市農業委員会委員の任命同意について

下記の者をさくら市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所



氏 名

片岡 純雄

生年月日



令和 2 年 5 月 29 日提出

さくら市長 花塚 隆志

議案第 20 号

さくら市農業委員会委員の任命同意について

下記の者をさくら市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所



氏 名

加 藤 幸 治

生年月日



令和 2 年 5 月 29 日提出

さくら市長 花 塚 隆 志

議案第 21 号

さくら市農業委員会委員の任命同意について

下記の者をさくら市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所



氏 名

小 池 利 一

生年月日



令和 2 年 5 月 29 日提出

さくら市長 花 塚 隆 志

議案第 22 号

さくら市農業委員会委員の任命同意について

下記の者をさくら市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所



氏 名

小 菅 和 彦

生年月日



令和 2 年 5 月 29 日提出

さくら市長 花 塚 隆 志

議案第 23 号

さくら市農業委員会委員の任命同意について

下記の者をさくら市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所



氏 名

小 林 功

生年月日



令和 2 年 5 月 29 日提出

さくら市長 花塚 隆志

議案第 24 号

さくら市農業委員会委員の任命同意について

下記の者をさくら市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所



氏 名

小 林 薫

生年月日



令和 2 年 5 月 29 日提出

さくら市長 花塚 隆志

議案第 25 号

さくら市農業委員会委員の任命同意について

下記の者をさくら市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所



氏 名

小 林 義 和

生年月日



令和 2 年 5 月 29 日提出

さくら市長 花塚 隆志

議案第 26 号

さくら市農業委員会委員の任命同意について

下記の者をさくら市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所



氏 名

齋藤 敏一

生年月日



令和 2 年 5 月 29 日提出

さくら市長 花塚 隆志

議案第 27 号

さくら市農業委員会委員の任命同意について

下記の者をさくら市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所



氏 名

柴 山 昇

生年月日



令和 2 年 5 月 29 日提出

さくら市長 花塚 隆志

議案第 28 号

さくら市農業委員会委員の任命同意について

下記の者をさくら市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所



氏 名

関 誠

生年月日



令和 2 年 5 月 29 日提出

さくら市長 花塚 隆志

議案第 29 号

さくら市農業委員会委員の任命同意について

下記の者をさくら市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所



氏 名

千 野 根 友 治

生年月日



令和 2 年 5 月 29 日提出

さくら市長 花 塚 隆 志

議案第 30 号

さくら市農業委員会委員の任命同意について

下記の者をさくら市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所



氏 名

手塚 智 枝 子

生年月日



令和 2 年 5 月 29 日提出

さくら市長 花塚 隆 志

議案第 31 号

さくら市農業委員会委員の任命同意について

下記の者をさくら市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所



氏 名

七久保 勉

生年月日



令和 2 年 5 月 29 日提出

さくら市長 花塚 隆志

議案第 32 号

さくら市農業委員会委員の任命同意について

下記の者をさくら市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所



氏 名

古 澤 一 郎

生年月日



令和 2 年 5 月 29 日提出

さくら市長 花 塚 隆 志

報告第 1 号

令和元年度さくら市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

令和元年度さくら市一般会計繰越明許費に係る歳出予算の経費を令和2年度に繰り越したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により別紙のとおり報告する。

令和2年5月29日提出

さくら市長 花 塚 隆 志

(別紙)

令和元年度さくら市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
3 民生費	1 社会福祉費	特別養護老人ホーム整備助成事業	16,200,000	16,200,000					16,200,000
6 農林水産業費	1 農業費	強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業	1,600,000	700,000		525,000			175,000
6 農林水産業費	1 農業費	畜産振興事務	16,150,000	16,150,000					16,150,000
6 農林水産業費	1 農業費	県単かんがい排水事業	17,442,000	13,902,000		6,475,000			7,427,000
6 農林水産業費	2 林業費	お丸山公園平地林管理事業	6,250,000	6,250,000					6,250,000
7 商工費	1 商工費	駅前交流拠点施設維持管理事業	8,100,000	8,100,000					8,100,000

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
8 土木費	1 土木管理費	急傾斜地崩壊 対策事業	600,000	600,000			600,000		
8 土木費	2 道路橋梁費	市道U1-10号道 路改良事業	14,916,000	14,916,000			13,600,000		1,316,000
10 教育費	1 教育総務費	学校ICT管理事 業	77,693,000	77,693,000		38,192,000	37,800,000		1,701,000
10 教育費	5 社会教育費	ミュージアム 施設維持管理 事業	27,294,000	16,775,000			600,000		16,175,000
11 災害復 旧費	1 農林水産業 施設災害復旧 費	農業用施設災 害復旧事業	694,681,000	615,268,000	0	478,832,000	56,700,000	13,255,000	66,481,000
11 災害復 旧費	2 公共土木施 設災害復旧費	道路橋梁災害 復旧事業	30,000,000	30,000,000		15,086,000	7,600,000		7,314,000
11 災害復 旧費	2 公共土木施 設災害復旧費	公園施設災害 復旧事業	6,500,000	6,500,000			6,500,000		

報告第 2 号

令和元年度さくら市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

令和元年度さくら市一般会計事故繰越しに係る歳出予算の経費を令和2年度に繰り越したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項の規定により別紙のとおり報告する。

令和2年5月29日提出

さくら市長 花 塚 隆 志

(別紙)

令和元年度さくら市一般会計事故繰越し繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 行為予定額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			説明
				支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入 特定財源	一般財源	
2 総務費	1 総務管理費	市役所庁舎維持管理事業	2,926,000	0	2,926,000	0	2,926,000			2,926,000	トイレ改修工事に必要な洋式トイレの資材が新型コロナウイルス感染症による影響で生産国である中国からの納入が大幅に遅延したため
10 教育費	5 社会教育費	定期文化事業	4,597,000	3,290,000	1,307,000	0	1,307,000		169,000	1,138,000	新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐため、3月8日に予定していたオペラ公演が中止（延期）となったため

報告第 3 号

令和元年度さくら市水道事業会計予算繰越計算書の報告
について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 26 条第 3 項の規定により、さくら市水道事業会計の繰越額の使用に関する計画について、別紙のとおり報告する。

令和 2 年 5 月 29 日提出

さくら市長 花 塚 隆 志

(別紙)

令和元年度さくら市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳		翌年度繰越額に係る繰越を要するた な卸資産の購入限 度額	説明
						損益勘定 留保資金	不用額		
			円	円	円	円	円	円	
1 資本的支出	1 建設改良費	令和元年度県道改良 に伴う配水管切り回 し工事 (第2工区)	12,903,000	0	12,903,000	12,903,000	0	0	工事の標準工期の確保が取れず、年 度内の完了が見込めないため
合 計			12,903,000	0	12,903,000	12,903,000	0	0	

報告第 4 号

令和元年度さくら市下水道事業会計予算繰越計算書の報告
について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 26 条第 3 項の規定により、さくら市下水道事業会計の繰越額の使用に関する計画について、別紙のとおり報告する。

令和 2 年 5 月 29 日提出

さくら市長 花 塚 隆 志

(別紙)

令和元年度さくら市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国庫補助金	企業債	損益勘定留保資金等			
1 資本的支出	1 建設改良費	さくら市氏家水処理センター増設・再構築工事委託	円 48,000,000	円 40,000,000	円 8,000,000	円 4,400,000	円 3,200,000	円 400,000	円 0	円 0	関連する機械設備工事の入札不調により、仕様の決定が遅延し、機器製作が遅延したため
		さくら市公共下水道氏家処理区管渠築造工事 第2工区	20,000,000	0	20,000,000	8,000,000	10,700,000	1,300,000	0	0	河川占用申請・関連工事（水道移設）との工程調整に不測の日数を要したため
		さくら市公共下水道氏家処理区管渠築造工事 第2工区 附帯工事	1,200,000	0	1,200,000	0	0	1,200,000	0	0	河川占用申請・関連工事（水道移設）との工程調整に不測の日数を要したため
		さくら市公共下水道氏家処理区管渠築造工事 第2工区 現場技術業務委託	506,000	0	506,000	0	400,000	106,000	0	0	本業務対象工事の繰越に伴うため
		大野地内開発団地下水道接続替工事	2,750,000	0	2,750,000	0	0	2,750,000	0	0	利害関係者との工程調整に不測の日数を要したため
合 計			72,456,000	40,000,000	32,456,000	12,400,000	14,300,000	5,756,000	0	0	

(別紙)

令和元年度さくら市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国庫補助金	企業債	損益勘定留保資金等			
1 下水道事業 費用	1 営業費用	喜連川水処理センター中央監視制御装置更新	円 7,700,000	円 0	円 7,700,000	円 0	円 0	円 7,700,000	円 0	円 0	台風19号により監視装置本体に使用する部品の製造工場が被災し納品に不測の日数を要したため
		氏家水処理センターNo.1脱水機造粒濃縮装置修繕	3,300,000	0	3,300,000	0	0	3,300,000	0	0	修繕部品の調達に不測の日数を要するため
合 計			11,000,000	0	11,000,000	0	0	11,000,000	0	0	

諮問第 1 号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所



氏 名

和 田 貞 夫

生年月日



令和 2 年 5 月 29 日提出

さくら市長 花塚 隆 志